

キャリアアップ助成金

健康診断制度コース・賃金規定等共通化コース

平成29年4月1日改正

有期契約労働者等に次の取組を実施した場合に助成

- 正規雇用労働者との**共通の処遇制度（健康診断制度、賃金規定等共通化）を導入・適用**

健康診断制度

有期契約労働者等を対象とする「**法定外の健康診断制度**」を新たに規定し、延べ**4人以上**実施した場合助成されます

1事業所当たり **38万円**（**28.5万円**）（ ）内は大企業の額

※**≪48万円**（**36万円**）**≫** 生産性要件を満たした場合

＜1事業所当たり1回のみ＞

【健康診断の対象者は？】

- 1週間の所定労働時間が30時間未満の従業員
- 雇用保険の被保険者であること
- 1年未満の雇用期間を定めて使用されている従業員（更新可能性がある場合対象外となります）

【対象となる健康診断は？】

- 雇入時健康診断
- 定期健康診断
- 人間ドッグ



賃金規定等共通化

労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等に関して、**正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。**

1事業所当たり **57万円**（**42.75万円**）（ ）内は大企業の額

※**≪72万円**（**54万円**）**≫** 生産性要件を満たした場合

＜1事業所当たり1回のみ＞



助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性がありますことをご了承ください。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。